株式の併合に関する事後開示書面 (会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める書面)

2024年4月1日

株式会社サンウッド

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2024年3月1日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第182条の6第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。)第33条の10に定める事項は以下のとおりです。

- 1. 株式の併合が効力を生じた日 2024 年 4 月 1 日
- 2. 会社法第 182 条の3の規定による請求に係る手続の経過 当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第 182 条の3の規 定による請求は行われませんでした。
- 3. 会社法第 182 条の4の規定による手続の経過 当社の株主であると主張する者1名から買取請求の通知を受領しております。
- 4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数 24 株
- 5. その他株式の併合に関する重要な事項
- (1) 当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定により、2024 年 3 月 1 日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社の普通株式は、2024年3月28日付で株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主は京王電鉄株式会社のみとなっております。

以上